

定時株主総会決議ご通知

2025年6月27日

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目13番23号

三晃金属工業株式会社

代表取締役 青 木 栄 一
社 長

第76期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。 敬 具

記

報告事項 第76期 (自 2024年4月1日) 事業報告及び計算書類の内容報告の件
(至 2025年3月31日)
本件は、上記事業報告及び計算書類の内容を報告致しました。

決議事項

第1号議案 剰余金配当の件
本件は原案どおり承認可決され、配当金は1株につき380円と決定致しました。

第2号議案 定款一部変更の件
本件は原案どおり承認可決されました。
定款の変更内容は次の通りであります。

変更前定款	変更後定款
第1条～第41条（条文省略）	第1条～第41条（現行通り）
<p>第42条（剰余金の配当等の決議機関） 当社は、剰余金の配当、自己の株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>	第42条（現行通り）
<p>第43条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	第43条（現行通り）
<p>（新設）</p>	<p>第44条（中間配当） <u>第42条のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>第44条（剰余金の配当の除斥期間） <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>第45条（剰余金の配当の除斥期間） <u>期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は原案どおり、青木栄一、長野光博、江口真木、今野徹哉、福田貴之、三代元之が再選され、新たに花里利一が選任され、それぞれ就任致しました。

なお、三代元之、花里利一の2名は社外取締役であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は原案どおり、新たに堀江秀明が選任され、就任致しました。

なお、堀江秀明は社外監査役であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は原案どおり、美島壮が選任されました。

なお、美島壮は法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備える補欠の社外監査役であります。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は原案どおり、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任された佐藤宏明氏及び、監査役を辞任された古田陽一、渡辺勉の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役分は取締役会、退任監査役分は監査役の協議にそれぞれ一任することに承認可決されました。

以 上

配当金のお支払いについて

○本総会の決議により、配当金は1株につき380円と決定致しましたので、同封の「期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口でお受取りください。

なお、口座振込ご指定の方は、同封の「期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認」のご案内によりご確認ください。

○配当金の口座振込をご指定の方と同様に、「期末配当金領収証」により配当金をお受取になれる株主様宛にも「期末配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受取りになった後に配当金額のご確認にご利用いただけます。